



## 労組周辺動向 No.39

2018年7月13日現在

### 1. 法・政策

#### (1) 生活保護受給者減：210万人に

4月に生活保護を受けた人数は前月より1万3,141人少ない210万3,666人だった。受給者数は217万4,335人だった2015年3月をピークに減少傾向が続いており、210万人台になったのは12年4月（210万2,153人）以来という。

「生活保護の被保護者調査（平成30年4月分概数）の結果」は以下で（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2018/dl/04-01.pdf>

#### (2) 高プロの次は裁量労働制の拡大—企業側が「法案の再提出」を要望

「働き方改革関連法」について、制度の詳細などを議論する「労働政策審議会労働条件分科会」が7月10日、東京都内で開かれた。

具体的には、残業時間規制など、罰則がある項目を第1段階として先に話し合い、省令・指針を制定。一部の高収入専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制」（高プロ）については後回しにして第2段階で議論する。

法案から削除された「裁量労働制の拡大」をめぐって、使用者委員（企業側）から法案の早期再提出を求める声もあがった。労働者側は警戒を強めている。

「第143回労働政策審議会労働条件分科会」は以下で（日本語）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024580\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024580_00001.html)

### 2. 法違反・闘い

#### (1) 「一方的な雇い止め」として無期雇用求め元講師が関東学園を提訴

群馬県の関東学園大附属高の非常勤講師だった女性が、運営する学校法人関東学園に対して、地位確認などを求める民事訴訟を前橋地裁太田支部に起こした。女性側は、有期契約労働者が5年を超えて働けば期間を定めない労働契約に転換できるルールの適用を免れるための一方的な雇い止めだと主張している。

女性は2000年4月から1年ごとの雇用契約を結び、9回更新してきた。昨年4月に2

018年度分の更新はしないことに同意を求められた。2017年11月に面談で、今年4月には通知で契約終了を告げられたが、合理性がなく無効だとしている。

同法人は「話せることはない」とした。

## (2) スモークハラスメント対策を求めた女性の解雇撤回。日本青年会議所が解決金440万円を支払う

職場のタバコの煙で喘息になったとして、分煙対策をもとめた30代の女性が解雇され、勤め先の公益社団法人・日本青年会議所を相手に、解雇無効などを求める労働審判を東京地裁に申し立てた事件で、「解雇は無効」として和解が成立した。

労働審判委員会は解雇する合理的理由はないとして、双方の合意を促した。

(3) 給料減額は「日本の労働法を無視した暴挙」： 仏政府公式「語学教室」の講師ら提訴  
フランス語教室を運営する「アンスティチュ・フランセ日本」(旧・日仏学院)の東京校で、非常勤講師としてはたらくフランス人男性3人が不当な給料減額があったとして、元の条件で報酬を受ける雇用契約上の地位にあることの確認を求めて、東京地裁に提訴した。原告3人は2018年2月、アンスティチュ・フランセ日本から、同年4月以降の時給を引き下げたうえで、期間の定めのない労働契約(無期転換)を締結すると申し入れがあった。原告らは、「引き下げに応じられない」と留保したうえで、期間の定めのない雇用契約の締結には応じるとこたえた。

原告側は「本当の問題点は、労働契約法の『無期転換ルール』(5年ルール)の趣旨に反していることだ。これまで何度も反復契約しているので、いきなり雇い止めしたり、賃金を下げることができない。日本の労働法を無視した暴挙。フランス政府にぜひ考えてもらいたい」としている。

## (4) 29歳新入社員の死亡、さいたま労基署が過労死と認定—ラーメン店で長時間労働、直近1カ月の休日1日

ラーメン店に勤務していた新入社員の男性が2011年9月に急性心不全で死亡したのは、長時間労働による過労死だったとして、さいたま労働基準監督署が労災認定していたことが分かった。男性は入社から約半年、正社員登用されてから3カ月で死亡した。直近1カ月の総労働時間は約257時間で、深夜労働による残業は約89時間、休日は1日しかなかった。

## (5) 東大阪労働基準監督が大阪府教育委員会に3度是正勧告：「授業準備時間にも報酬を」

東大阪市にある府立高校の男性非常勤講師に賃金の未払いがあったとして、東大阪労働基準監督署が2017年～18年、府教委に3度の是正勧告を出していたことが分かった。府教委は非常勤講師について、準備などに要した時間に関係なく授業1コマ当たりの報酬を2860円に固定する制度(通称・コマ給)を採用しているが、労基署は労働時間に応

じて対価を支払うよう求めた。府教委は勧告に従って、約20万円の支払いに応じた。

コマ給による未払い賃金は学習塾のアルバイト講師を巡っても問題になり、厚生労働省は学習塾業界などに改善を求めている。

#### (6) 研究支援者の雇い止めが止まらない：「日本の科学力低下の一因」との指摘も

日本の研究力の低下を招く一因として、研究支援者の「雇い止め」が指摘されている。実験機器の操作や保守をする技術職、研究費を管理する事務職など、研究を支援する人の有期雇用の問題だ。有期雇用者の無期転換ルールを定めた改正労働契約法の施行から5年を経たが、いまだ課題は解決していない。

文部科学省が今年、国立大学を調査したところ、無期契約に転換する制度を導入し、雇用期間に上限を設けないのは東京大学など8大学にとどまっている。

全国の国立大学には約10万人の有期雇用者がいて、研究者たちの仕事を支える「研究支援者」がその大半を占めるとみられる。

職員の給与は大学の運営費交付金のほか、研究者が応募し国の審査を経て支給される競争的資金でまかなわれている。国は運営費交付金を減らし、競争的資金を増やしてきた。期限付きの資金なので安定雇用の財源には向かないが、その依存度は増すばかり。3月末に473人を雇い止めた東北大学は「非正規雇用の財源の5割がこうした資金に依存し、雇用上限の設定は今後も避けられない」と説明する。

雇用期間に上限を設けていない国立大学（文部科学省調べ、2018年3月1日現在）は以下。

秋田大学、埼玉大学、東京大学、浜松医科大学、愛知教育大学、三重大学、京都教育大学、長崎大学

文部科学省発表「各国立大学法人及び大学共同利用機関法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査 結果概要（平成29年度）」は以下（日本語）。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/30/1222251\\_05\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/30/1222251_05_1.pdf)

### **3. 情勢・統計**

#### (1) 女性活躍「実態は人手不足の補充要員」：野田聖子総務大臣

「人口減少で働き手を失うなか、「女性にしっかり働いてほしい」と安倍晋三政権は言うが、実態は（人手不足の）補充要員のままだ。（家事や育児の負担も大きいまま）仕事量だけ増やすというミスマッチは、女性の新たな苦しみにつながるのではないか。

(景気回復で) 女性の就業者が増えたが、非正規が増えているのであり、賃金格差もある。(男性の賃金の) 7 掛けとか6 掛けだ。女性の側ではまだ厳しいことがあるなかで、しっかり声に出して改善していければと思う。(個別政策として) 女性政策なんてない。国策であり、構造改革なのだ。」

## (2) お茶の水女子大がトランスジェンダーの学生受け入れへ

お茶の水女子大は、戸籍上は男性でも自身の性別が女性だと認識しているトランスジェンダーの学生を2020年度から受け入れる方針を明らかにした。文部科学省は「国内の女子大では初めてのケースではないか」としている。日本女子大や津田塾大など複数の女子大でもこうした学生の受け入れの検討を始めている。

## (3) 今春闘賃上げ率2.07%で「3%」には届かず一連合最終集計

労働組合の中央組織・連合は、今春闘の賃上げ率の最終集計結果を発表した。賃金体系を底上げするベースアップ(ベア)と定期昇給分を合わせた平均賃上げ率は、前年同期比0.09ポイント増の2.07%で、安倍政権が掲げた「3%以上」の賃上げ目標には届かなかった。

連合発表「2018春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果について」は以下(日本語)。

[https://www.ituc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2018/yokyu\\_kaito/kaito/no7/press\\_20180706\\_all.pdf](https://www.ituc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2018/yokyu_kaito/kaito/no7/press_20180706_all.pdf)

## (4) 中小企業の賃金上昇率は1.4%

厚生労働省は、今年の中小・零細企業の賃金上昇率が1.4%だったと発表した。今年度の最低賃金の引き上げ幅の目安を決めるうえで重要な参考データとされるもので、人手不足を背景に前年を0.1ポイント上回った。ただ、政府が目指す最低賃金の引き上げ幅の年率3%程度と比べると、伸びは小幅だった。

このデータは最低賃金を議論する厚労省の審議会の小委員会で示された。従業員30人未満の約4千事業所について、6月時点の賃金改定の状況を調べた。

最低賃金引き上げ幅の目安は今月中にも決まる見通し。現在の最低賃金は全国加重平均で時給848円。過去2年は年率3%の引き上げが実現し、今年度も3%(26円)の上げ幅を確保できるかが焦点となっている。

「平成30年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)資料」は以下から(日本語)。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213056\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213056_00001.html)

## (5) 総務省人口調査：日本人37万人減・外国人は増加幅最大

2018年1月1日時点の住民基本台帳に基づく総務省の人口調査で、外国人は249万

7,656人となり、前年より17万4,228人(7.50%)増えたことが分かった。増加幅は、統計を取り始めてから最大だった。9年連続で減った日本人の労働力不足を外国人が補っている形だ。

都道府県別で外国人の増加率が最も高いのは熊本で16.64%。大規模農家による技能実習生の受け入れなどが要因という。鹿児島や島根など14道県で10%を超えた。時期によって労働者数が大きく変動する造船業の影響が大きい長崎を除き、46都道府県で増えた。

日本で暮らす外国人の7.50%という増加幅は、それ以降の調査で最大だった。5年前と比べて外国人は2割増えたことになる。

日本人は1億2,520万9,603人で、前年より37万4,055人(0.30%)減った。人口減少が本格化した10年以降で減少幅は最も大きい。

15～64歳の生産年齢人口は7,484万3,915人で、68万2,801人(0.90%)減った。

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成30年1月1日現在)」は以下で(日本語)。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_02000177.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000177.html)